

● 1 フォームヘッド

泡消火設備のフォームヘッドは、規則第 18 条の規定によるほか次によること。

- (1) フォームヘッドは、認定品とし、認定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を使用すること。

☆

- (2) フォームヘッドの警戒半径は、2.1mとし、その配置は、◇スプリンクラー設備●2 (5)及び(6)（そのうちのh2に係るものは除く。）によること。

● 2 起動装置等

泡消火設備の起動装置等は、規則第 18 条の規定によるほか次によること。

- (1) フォームヘッドによる固定式泡消火設備のうち駐車用の用に供する部分に設けるものは、自動起動及び手動起動とすること。★

- (2) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合は、次によること。

ア 自動起動用ヘッドは、放射区域ごとに次により設けること。

- (ア) 閉鎖型とすること。★

- (イ) 標示温度は、75℃以下とすること。ただし、周囲の温度環境によっては、この限りではない。☆

- (ウ) 1 個あたりの警戒面積は次表によること。☆

感度種別	取り付け高さ	警戒面積
1 種	7m 以下	20 m ² 以下
	10m 以下	13 m ² 以下
2 種	5m 以下	20 m ² 以下
	10m 以下	11 m ² 以下

- (エ) 自動起動用ヘッドの取付面の位置が前号の高さを超える場合は、次の(3)の感知器によること。◇平成 24 年 1 月 1 日改訂

イ 起動用水圧開閉装置の作動と連動して起動するものは、◇スプリンクラー設備●4 によること。

- (3) 感知器によるものは、規則第 23 条第 4 項の規定によることとするが、感知器の種別は、努めて熱式の特許(定温式に限る。)、1 種又は 2 種とすること。

- (4) 手動式起動装置は、次によること。

ア 放射区域外の容易に操作でき、当該放射区域を見渡せる避難等に支障のない場所に設けること。

イ 放射区域が複数ある場合は、放射区域別（隣接する放射区域がなく、容易に放射区域が判別できる場合は、この限りでない。）に配管の一部の色を塗り分けるとともに、手動起動装置（配管又は操作弁等の部分）も当該放射区域の色にすること。

● 3 制御弁等

泡消火設備の自動警報装置、制御弁等は、スプリンクラー設備の例によること。なお、制御弁等を設ける区画の扉の標識は、「泡消火設備制御弁室」又は「泡消火設備（アラーム弁）」と読み替えること。

● 4 移動式

- (1) ポンプ吐出量は、次によること。

ア 駐車場等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が 2 個を超えるときは、2 とする。）に 130L/min を乗じて得た量以上

イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上にける当該設置個数（設置個数が 2 個を超えるときは、2 とする。）に 260L/min を乗じて得た量以上

- (2) ポンプの全揚程

規則第 18 条第 4 項第 9 号ハ、(ロ)に規定する移動式の泡消火設備のノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m 以上とすること。

- (3) 消火剤の混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式（ピックアップ方式を除く。）とすること。

- (4) 上記(3)の各方式に使用する器具は、次によること。

ア プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び消火剤タンクは、泡放射用器具の格納箱に収納しておくこと。

イ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（2 管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納しておくこと。

- (5) 泡放射用器具の格納箱

格納箱上部の見やすい位置には、「移動式泡消火設備」と表示すること。

- (6) 令第 15 条第 3 号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離（概ね 5m）を加えて消火できる長さをいう。（◇屋内消火栓●1(3)参照）

● 5 泡消火薬剤の混合使用

- (1) 泡消火薬剤（以下「泡薬剤」という。）は、検定対象物品であり、別の泡薬剤を混合してはならない。ただし、製品の製造中止等の理由によりやむを得ず混合する場合で、次の全てに適合しているときは、この限りでない。☆

ア 補充する泡薬剤は、混合する泡薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合していると確認されているもの
イ 使用する泡ヘッドは、補充及び混合する泡薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されているもの

- (2) 別の泡薬剤を補充する行為のうち最初に行うものは、消防用設備等の「工事」に該当するが、「軽微な工事」に該当するため、着工届は要しないものであること。なお、2 回目以降の補充は、「整備」に該当するので、着工及び設置の届出は要しないものであること。

- (3) 他の泡薬剤を混合した場合には、その旨を泡薬剤容器の補充口付近の見やすい箇所に表示すること。

● 6 補助加圧ポンプ

温度変化等による圧力変動で、火災時以外に加圧送水装置が起動するおそれのある防火対象物には、補助加圧ポンプを設けること。

なお、補助加圧ポンプを設ける場合は、◆配管●4(3)によること。

● 7 施行令第 32 条により設置されている閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備の機器交換 ☆

令第 32 条に基づき設置されている閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備が、点検等により機器の交換等が必要となったものの、当該性能鑑定品が製造されていない等、同一のものが使用できない場合は、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について」（平成 26 年 12 月 15 日消防庁第 501 号消防庁予防課長通知）第 1 により、認定品のうち、性能鑑定品と同等の性能が確認されたものについては、それに相当する性能鑑定品とみなして使用することができるものであること。